

平成 28 年

第 1 回市議会定例会 議案第 34 号

函館市基本構想の議決に関する条例の制定について
函館市基本構想の議決に関する条例を次のように定める。

平成 28 年 2 月 26 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市基本構想の議決に関する条例

市の総合計画における基本構想の策定，変更または廃止は，地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件とする。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（提案理由）

基本構想の策定，変更または廃止を議会の議決すべき事件とするため